

労働争議概況

争議の概況

本年度に於ける労働争議は、罷業三十四件その参加人員一千八百四十三人、工場閉鎖二十六件九百八十一人、合計六十三件、二千八百二十四人であった。これを前年度に比するに、罷業は四件を減じ、参加人員亦一千八百九十三人を減じた。不況の影響前年度を頂上にして稍々出盡した観があり、この消極的意味に於ける工場の安定を語るものである。尚、我同盟の罷業最少化政策が益々徹底し、雇主の開明的態度と相まつて、その成績を挙げつゝあるを示す。工場閉鎖は、前年度に比して一件を増加し、七十八人を減じた雇主の戦術としてのロツクアウトは極めて少く、事業不振に基く絶対的閉鎖が大部分を占める。

罷業、閉鎖共に、中小工場に依然として多い。即ち罷業一件平均人員は五十四人で、前年度の九十八人に比しその半數となつた。閉鎖は一件平均三十七人で、前年度に比し五人を減じた。繼續日數から見ると、一件平均三十八日弱で、前年度の十九日強に比すれば非常に長期であつた。それだけ苦悶を語るものである。

の關東紡罷業であつた。同罷業は会社の組合壓迫を目的とする契約騒擾に抗議して起されたものである。罷業前一ヶ月間は、あらゆる方法を以つて平和的解決を期したのであつたが、会社の頑迷なる態度に依つてその目的を達する事が出来ず、四月十六日より罷業開始、八月九日に至る百十五日間の持久戦を繼續した結果、左記の如くに解決した。即ち、「契約違反」の争點に關する限り、組合の主張は貫徹した次第である。

要約

今回關東紡績株式会社に發生したる労働争議は神奈川県相模原郡長並に近藤横濱商業會議所工業部長の調停斡旋に依り左記條件にて圓滿妥協解決したるを以て茲に覺書書三通を作成し關係者各一通宛所持するものとす。就ては勞資双方に在りては將來融和協調して能率向上に努め産業の平和と繁栄を圖り以て双方の福祉増進を期するものなり。

- 一、昭和六年六月廿五日争議解決條項の「契約三ヶ年満期後常備工とす」の解釋は「契約三ヶ年満期後は當然常備工とする」の意味なり。
- 二、懲戒雇者四〇名の復職を認めず。
- 三、会社は解雇者四〇名に對し金四千圓を支給す。
- 四、会社は除籍者參百八十四人の復職を認めず。
- 五、会社は除籍者參百八十四人に對し家族見舞金として金六千圓を支給す。
- 六、除籍者參百八十四人に對し一ヶ月間の出勤停止す。
- 七、会社は一ヶ月間出勤停止の除籍者に對し停止期間中平均四割總額金參千圓を支給す。

原因及結果

罷業を原因別に依つて見るに、労働條件維持のもの三十一件、改善を要求して行ひたるも三件に過ぎない。以つてその性質を知ることが出来る。結果に就て見るに、有利に解決したるもの十四件、妥協せるもの十五件、不利なりしもの三件、目下繼續中のもの二件である。

争議に要したる費用

争議に要したる費用は、罷業に關するもの合計三萬七千四百四十二圓十九錢で、閉鎖に關するもの一萬四百二十四圓二十四錢、これを合計すれば四萬七千三百四十四圓六十一錢に上つた。争議の深刻化に伴ひ、争議費用の加増することは累年の傾向であるが、別項、關東紡平塚工場争議會計報告に依つて分る如く、同盟の財的持久力は逐年強固となりつゝあるも、健實なる組合方針としては、合理的産業平和に努力し、可及的に争議に要する費用の減少を期さねばならぬ。これ吾人の産業的義務である。

本年度に於て同盟の直接指導したる罷業は皆益々争議合

支給す。八、会社は別に全若千圓を支給す。此の分は第7項の分と共に其の用途に就ては争議關係者に一任す
昭和七年八月九日

關東紡績株式會社

社長	堀内 明三郎
社員代表者	後藤 熊吉
同	淺魚 鈞一
立會人	松岡 駒吉
神奈川県警察部長	相川 勝六
調停者	近藤 眞一
横濱商工會議所工業部長	伊藤 秀一
同	伊藤 秀一
調停官	伊藤 秀一

一般的傾向

労働組合壓迫に依る争議は、減少しつつあるも未だ無自覺なる雇主も相當に存在することは否み難い。その顯著なる事例は、前記關東紡平塚工場争議に就ても見ることが出来る。然し乍ら、今日の傾向を大觀するに、團體交渉に依る平和的解決の氣風次第に徹底し、これが勞資關係の平常なるものとなり、罷業はむしろ例外的事例となりつゝあるを見る。これ本年度争議概況報告の結論である。